

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和6年12月18日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2400171号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第2400045号

第1 結論

請求期間について、請求者のA病院における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年2月1日から同年5月1日まで
常勤医師としてA病院に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B県C課が提出(D保健所が保管)した、A病院の平成3年3月12日付け病院従業者定員特例変更許可申請書に添付されていた職員名簿一覧表(1)の常勤医師の欄には、請求者の氏名が記載されていること、同申請書に添付されていた請求者の平成3年1月25日現在における履歴書には、同年1月にA病院に就職した旨記載されていること、請求者が提出した保険医登録票及び保険医登録管轄知事変更届には、B県内の保険医療機関において診療に従事する保険医として平成3年2月25日付けで登録し、A病院において診療に従事した旨記載されていることなどから、請求者は、期間の特定はできないものの、A病院に常勤医師として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A病院は、請求者に係る賃金台帳等の資料を保管していない上、請求者も給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A病院の被保険者整理番号*番(平成2年9月3日取得)から*番(平成3年6月1日取得)までにおいて請求者の氏名はなく、同整理番号に欠番もないことから、請求者の厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。